独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ケイファーマ	コード	4896
提出日	2025/3/10	異動（予定）日	2025/3/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、独立役員(社外取締役)に異動が生じる予定である為。 ・独立役員(社外取締役)八田圭子氏が任期満了により退任。 ・独立役員(社外取締役)山田美穂氏の選任議案を付議予定。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山田　美穂	社外取締役	○													○	新任	有
2	豊川　峻輔	社外監査役	○													○		有
3	西田　恭隆	社外監査役	○													○		有
4	五十畑　亜紀子	社外監査役	○													○		有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		山田美穂氏は、経営者の立場から幅広い業務に関しての豊富な経験と見識を有しているだけではなく社外取締役としての経験もあり、経営の監督、経営全般への助言等の社外取締役に求められる役割、責務を発揮できる人材として適任であると判断しております。尚、社外取締役の要件だけではなく、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
2		豊川峻輔氏は、長年にわたり株式会社ツムラに勤務し、新薬開発、マーケティング業務、渉外業務、監査役会事務局、内部監査業務など幅広い知識、経験を有しており、また監査における実務の知識や経験を有していることから 、社外監査役に選任いたしました。また、豊川峻輔氏を独立役員に指定した理由といたしましては、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。
3		西田恭隆氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営の監視、監督を遂行できる人材として、社外監査役に選任いたしました。また、西田恭隆氏を独立役員に指定した理由といたしましては、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。
4		五十畑亜紀子氏は、弁護士として経験、見識が豊富であり、経営の監視、監督を遂行できる人材として、社外監査役に選任いたしました。また、五十畑亜紀子氏を独立役員に指定した理由といたしましては、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。